

## 戦災孤児と浮浪児をめぐる社会表象

——子どもと貧困の戦後史②——

徳島大学

土屋敦

## 1 目的

2000年代および2010年代初頭にかけて、子どもと貧困に関係する多くの法規が矢継ぎ早に制定された。2000年代後半に入ると子どもと貧困をめぐる議論が国会の場で行われ始めるようになる（阿部彩 2008, 2014）。また2013年6月には子どもの貧困対策法が制定された。その意味で子どもと貧困をめぐる社会問題は、2000年代から10年代にかけて急速に社会的関心を惹きつけ、社会政策上の対処が声高に叫ばれる社会問題として浮上したということが出来る。

社会政策学者の阿部彩（2008, 2014）は、この子どもと貧困をめぐる論点が2000年代に至るまで大きな社会問題を形成してこなかったことについて、日本社会の中では「長い間、日本の子どもが直面している経済状況を社会問題とすることはタブーとされてきた」（阿部 2008: 2）こと、そしてそうしたタブー視の背景の「根底にあったのは、日本が「総中流」社会であるという考えである」（ibid: 2）ったことを挙げている。

では、戦後史という枠組みの中で見たときに、子どもと貧困の問題はいかに語られ、そして語られなくなっていったのか。本報告の目的は、子どもと貧困問題の戦後史を辿りなおすプロジェクトの最初の作業として、戦災の影響が最も顕著に表れた、敗戦後日本社会における戦災孤児や浮浪児をめぐるメディア表象の分析を行う。

## 2 方法

一次資料には、1944年から1960年までの朝日新聞に掲載された記事を分析対象とする。また検索ワードとして「浮浪児」「戦災孤児」の3ワードを採用した。結果、重複を除いた461件の新聞記事を分析対象とした。

## 3 結果

新聞記事461件を分析した結果、戦災による被害者としての戦災孤児や浮浪児の肖像は、「保護」と「処罰」の両局面から、「慈しむべき哀れな」存在であり、かつ「不良化し犯罪化する危険な」存在という二重性を帯びながら描かれていることが明らかになった。

## 4 結論

戦災孤児像や浮浪児像といった子どもと貧困をめぐる問題が、紙面上の表象空間の中で描き出された背景には、弱く保護されるべき「子ども像」と「戦争被害」とは、それぞれが喚起するその「受け手」であり「傷つき（やすく）保護されるべき」存在であるという意味論的な文脈において、相互に共振する要素を多分に有した表象であった点が大きく関与していた可能性がある。戦時下から敗戦後への移行の中で戦災孤児や浮浪児たちの姿が、ある種のステレオタイプな児の姿を大量に描き出しながら、そこに敗戦後日本社会を映し出す象徴的形象としての意味を付与されながら形成されていく背景には、この「保護されるべき子ども」という近代主義的な子どもをめぐる意味形成のあり方と、「戦争被害」という敗戦後日本社会の自画像との共振関係、癒着関係があった。

## 文献

阿部彩, 2008, 『子どもの貧困—日本の不公平を考える』岩波書店。  
——, 2014, 『子どもの貧困 II—解決策を考える』岩波書店。